

# 児童扶養手当「現況届」の提出期限は8月31日(木)です

8月は「児童扶養手当現況届」の提出月です。

役場から郵送する現況届に必要な事項を記入し、必要な書類を揃えて、必ず受給者本人が役場住民福祉課へお越しく下さい。提出の際に、担当者が近況の聞き取りを行います。

現況届の提出が遅れると、8月以降の手当が支給されなくなりま

## 【児童扶養手当の受給要件】

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童を養育している人(児童と同居、監護し生計を維持している人が受給できます。

※「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または、政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童(遺

族補償を受けることができる場合は対象となりません)

③ 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑤ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(※注意) 手当金額は、所得で決定するため①～⑤に該当しても手当が受けられない場合があります。

## 【受給手続き】

役場住民福祉課で相談のうえ、手続きしてください。

## 【必要な書類】

① 児童手当認定請求書  
② 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本

③ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

④ 請求者と対象者の預金通帳の写し、保険証の写し

## ※お知らせ

「児童手当」の現況届を提出していない人は、至急提出してください。



## 〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課福祉係  
Tel (62) 2702

## 就業構造基本調査を実施します。

総務省統計局(熊本県・南阿蘇村)では、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。

調査結果は、雇用政策、経済政策などの企画・立案のための基礎資料として活用されます。

9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

〈問い合わせ〉 役場 企画観光課企画係 Tel (67) 2230